

障害者手帳用の写真について



1 写真の規格

- ・ たて4cm×よこ3cm（裏面に市町村・氏名を記入）

2 写真は脱帽して上半身を撮影したもの。

申請時から一年以内に撮影したもの。

障害者手帳は証明書にもなりますので、本人と確認のできるもの。

3 診断書や申請書へ写真を添付する場合の糊付けは上部のみ。（写真の裏面全体への糊付けはしないで下さい。）貼らずにお持ちいただいても結構です。

4 スカーフ・サングラス等着用のものや、全身を写したスナップ写真は不可。

ポラロイド写真（裏側がプラスチック）は不可。

5 デジタルカメラによる撮影

- ・ 画像が鮮明であること。
- ・ 自宅等でのプリンターによる印刷は不可。データをカメラ店等でデジタルプリントしたものは可。

※ 提出された写真が手帳用写真として適当でない場合は、再提出となりますのでご注意ください。

番号確認と身元確認について

●平成28年1月1日から、行政手続きの際に個人番号（マイナンバー）の提示が義務付けられたことにより、申請の際に個人番号カード等で「番号確認」と「身元確認」をさせていただきます。

●個人番号カードを持っていない方（通知カードのみの方）

身元確認が必要となりますので、運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード・身体障害者手帳等を御持参ください。

※身元確認に写真等が無い書類を提出の場合（健康保険被保険者証など）、2つ以上の書類での確認が必要となります。

●代理人の方が申請される場合

委任状、代理人の本人確認（運転免許証等）、申請者本人の個人番号が分かるもの（通知カード等）が必要となります。